

食品の特許審査に関する日米欧の比較表

参考資料5-2

	米国	欧州	日本
新規な食品 (物の発明)	特許可能	特許可能	特許可能
公知の食品を 新たな用途に利用した食品 (物の発明)	拒絶理由 公知の物の未知の属性を発見したとしても、その物自体は新規なものとは認められない。	特許可能 - 機能性食品による健康改善等が医療行為と判断される場合、当該機能性食品は医療行為に利用される製品(物質、組成物等)として保護される。 - 医療行為は特許保護の対象外であるが、それらに利用される製品(物質、組成物等)は保護対象(EPC53条(c))。 - 医療行為に利用される物質、組成物について、その利用が新規な場合には、新規性が否定されない(EPC54条(d))。	拒絶理由 - 一般的に、ある物の未知の属性を発見し、その属性により、当該物が新たな用途への使用に適することを見出したことに基づく発明は、「用途発明」として、その新規性が否定されない。 - しかし、食品としての用途は「食用」であるから、その食品に新たな機能を発見し、その機能を得るために使用したとしても、「用途発明」としては保護されない。
公知の食品の 新たな利用方法 (方法の発明)	特許可能 - 医療行為は方法の発明として保護され得るため、機能性食品による健康改善方法も保護され得る。 - 材料の新規な用途も方法の発明に含まれる(35 U.S.C. 100条(b))。	拒絶理由 機能性食品による健康改善等が、医療行為と判断されると、特許保護の対象外。(*)	拒絶理由 機能性食品による健康改善等は、医療行為に該当し、産業上利用できない発明であると判断される。(*)

(*) 医療行為に該当しない方法の発明であって、かつ、個人的にのみ利用される発明でなければ、特許可能。